

後期高齢者医療の保険料率が決定

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直され、兵庫県後期高齢者医療保険広域連合でも平成22年度からの新しい保険料率が次のとおり決定しました。

■保険料率（平成22・23年度）

均等割額	所得割率
43,924円（変更なし）	8.23%（0.16%増）



■兵庫県の平成22・23年度保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

上限 50 万円	43,924 円	+ (※総所得金額等 - 33 万円) × 所得割率 8.23%
----------	----------	----------------------------------

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除【社会保険料控除、扶養控除等】は含みません）

■所得の低い方の軽減

均等割額／平成21年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（軽減後均等割額）
基礎控除額 (33万円)	被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円	9割（4,392円）
	上記以外	8.5割（6,588円）
基礎控除額（33万円）＋24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）		5割（21,962円）
基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者の数		2割（35,139円）

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

所得割額／所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の方は所得割額が5割軽減されます。

■被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減され、年額4,392円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎@8721 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

女性特有のがん検診推進事業

次の対象者に、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券と手帳を送付する「女性特有のがん検診推進事業」を実施します。無料クーポン券を使用すると、市が実施する子宮頸がん検診又は乳がん検診が無料で受けられます。

対象者の方には、無料クーポン券と手帳を送付いたします。

■平成22年度対象者

子宮頸がん検診対象者	乳がん検診対象者
平成元年4月2日生～平成2年4月1日生	昭和44年4月2日生～昭和45年4月1日生
昭和59年4月2日生～昭和60年4月1日生	昭和39年4月2日生～昭和40年4月1日生
昭和54年4月2日生～昭和55年4月1日生	昭和34年4月2日生～昭和35年4月1日生
昭和49年4月2日生～昭和50年4月1日生	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生
昭和44年4月2日生～昭和45年4月1日生	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生



対象者の方が、平成22年4月以降に、券が届くまでに市が実施する検診を受診された場合は、返金の案内をしますので、必ず領収書を保管して下さい。

※市が実施する検診については、広報がさい4月号に同封しています健診特集号を参照ください。

【問合せ】 国保健康課 ☎@8723

加西病院のコーナー

加西病院WEB サイト <http://www.hospital.kasai.hyogo.jp/>

『年度初めに思うこと』

■医療の輪

病院にとって4月は新しい年度の初めです。今回は年度初めに当たって医療における病院の位置づけを考えてみたいと思います。

医療を行う機関として病院と診療所が目映りがちです。しかし、回復期から慢性期の医療やリハビリ、あるいは介護を行う療養施設などが連携の輪を構成しなければ、市民へのトータルな医療提供は機能しません。加西市では、病院で急性期医療が終了した後の後方医療施設が不足しているのが実情です。

■病院の位置づけ

病院医療の一番の特徴は何かと考えますと、診療所や他の施設では治療できない重い病気や急な病気に対し、入院して治療できることにあります。病院には夜間・休日に重い病状に陥った方が救急で運び込まれますし、入院中は深夜も治療や看護が行われます。このため医療者は眠らずに働いています。もちろん夜間・休日の医療体制は平日に比べて手薄で、極めて限定された力しか発揮できないことは避けられません。この意味で救急医療の本質は「応急措置」であると言えます。

そのように限定された乏しい資源は、大切に使うこそ長持ちします。日中に来院できるのに夜間救急を利用する「コンビニ受診」が間違った利用法であるのと同じように、夜間・休日に平日と同じ医療を要求するのも間違いです。ある夜、内科医が担当の深夜に来院し、喧嘩で骨折した足を治療しろと医師を取り囲んで凄み、警察に助けを求めるといった事がありました。地域社会全体が病院を守る姿勢が望まれます。

■病院医療に必要な機器の充実

夜間・休日の医療機能は限定されるとは言え、市に唯一の加西病院としては機器や人員を24時間稼働できるようにしておかなければなりません。夜間で、かつ責任の重い業務は生身の人間には負担ですし、費用も嵩みま

す。機器の性能も大きな影響を及ぼします。病状の悪い患者さんには、迅速で正確な結果が必要とされます。性能の落ちた医療機器をいつまでも使用することは、それを使って結果を出す技師にとってストレスですし、それに基づいて診断や治療方針を決める医師にとってはもっとストレスです。それは医療者自身のためにストレスなのではなく、患者のためにストレスなのです。

医療機器の老朽化を避けるには、多額の費用を要します。しかし、救急や高度医療を担う加西市唯一の病院として、医療機能を落とさないことは経営収支だけでは語れない病院使命の問題です。平成22年度、加西病院はCT装置、血管造影装置、核医学画像装置、心臓超音波などイメージングシステムの更新を行います。これによって、利益を受けるのは市民患者です。

■加西市民の理解に感謝

このように加西病院が地域中核機能を維持する上で多額の費用を要することを行政、議会、市民の方々が理解して下さることに、この場を借りて感謝を申し上げます。また、個人や団体の方々から病院に現金のご寄付を頂くことが最近起こるようになりました。加西病院を応援して下さる気持ちに深く感謝すると共に、一層良い病院を作っていくよう決意を新たにします次第です。

（病院事業管理者兼院長 山邊裕）



【写真】JA兵庫みらいからご寄付を頂く（3/30）

病院へのご寄付は、社会全体への尊い貢献として感謝の念に堪えません。病院をより良く発展させるための資金として、また職員一同に頂いた支援のお志として十二分に活用させていただきます。本当に有難うございます。

妊婦健康診査費助成事業を拡充

4月1日より、妊婦健康診査費助成額が増額しました。妊婦健康診査にかかる費用負担が少なくなり、妊婦健康診査がさらに受診しやすくなります。

妊婦健康診査は、母子の健康を守る上で非常に大切な健診です。必ず受けるようにしましょう。

改正点

旧制度	新制度（4/1以降対象）
62,000円 14回分	70,000円 14回分

申請手続き／母子健康手帳交付時に、印鑑・加西市民と確認できる書類（免許証等）を持参ください。

【問合せ】 国保健康課 ☎@8723